

## ●対象者

- ・接種時に気仙沼市に居住している方
- ・長期療養を必要とする重篤な疾病（※該当する疾病）にかかったこと等による「特別の事情」により、やむを得ず定期予防接種を対象年齢内に受けられなかった方

「特別の事情」とは

### ①下記の疾病にかかったこと

- ・重症複合免疫不全、無ガンマグロブリン血症、その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
- ・白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

### ②臓器移植を受けた後、免疫機能を抑制する治療を受けたこと

### ③医学的知見に基づき①又は②に準ずると認められるもの

## ●対象期間

主治医が接種可能と判断した日から2年。高齢者肺炎球菌については1年。

（接種上限年齢を定められている予防接種有）

<接種上限年齢の定められている予防接種>

- ・BCG：4歳に達するまで
- ・四種混合：15歳に達するまで
- ・ヒブ：10歳に達するまで
- ・小児用肺炎球菌：6歳に達するまで

## ●対象となる予防接種

- ・やむを得ず対象年齢内に接種できなかった種類の予防接種

（ロタウイルス感染症、高齢者インフルエンザ、おたふくかぜは対象外です。また、対象年齢内に接種したワクチンの再接種等は対象外です。）

## ●接種までの手順

- 1.主治医に「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書」を記入してもらってください。
- 2.主治医に記入してもらった「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書」及び母子健康手帳（高齢者肺炎球菌の場合は不要）を持参の上、気仙沼市民健康管理センター「すこやか」にて申請を行ってください。